



獨協医科大学病院

平成31年度獨協医科大学病院歯科臨床研修プログラム

獨協医科大学病院 臨床研修センター

平成31年度獨協医科大学病院歯科臨床研修プログラム

I. 研修体制

1. 臨床研修の理念と特徴

歯科医師法（昭和23年法律第202号・以下「法」という）第16条の2第1項に基づいて、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできる内容をもった臨床研修を行う。

2. プログラムの名称と特色

名称：獨協医科大学病院歯科臨床研修プログラム

特色：獨協医科大学病院（以下本院という）を単独型臨床研修施設とする。研修期間は、法第16条の2第1項に規定する臨床研修を1年間行い、臨床研修修了の認定は1年次終了時に行う。希望者は2年次に本院臨床研修医としてアドバンスコースを履修する。2年次終了後はレジデントとして採用され、さらなる臨床研鑽を行うことができる。

3. 臨床研修の目標

本院の歯科臨床研修の目標は、患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を身につけ、頻度の高い疾患や病態及びプライマリ・ケアに対応できる歯科医師を育成するための初期研修を行い、生涯研修の第一歩とすることである。

歯科臨床研修医は本院臨床研修センターに所属し、本プログラムに沿った研修を行う。

目標症例数については外来症例を409例経験することを目標とする。

第1年次においては個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、「基本習熟コース」・「基本習得コース」を自らが実践することで、基本的な歯科医療に必要な臨床能力を身に付ける。

第2年次においては、口腔外科コースあるいは有病者歯科コースの「アドバンスコース」を頻度高く臨床経験することで、より高度な歯科医療、口腔外科治療、有病者歯科について知識、態度、技能を習得するとともに、麻酔部・ICUで歯科疾患に関する麻酔を含む周術期管理を経験した後に「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」に沿った研修を行い、高頻度の疾患を中心に全身管理に必要な医学的知識の習得に努める。さらに、連携病院と併せて地域歯科医療、社会保険診療の取り扱い、医療従事者との連携などについても学習する。

4. 研修施設の概要

施設名	獨協医科大学病院		
所在地	〒321-0293 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林 880 番地		
電話	0282-86-1111(代表)		
臨床研修施設長	病院長	平	田 幸 一
研修実施責任者	口腔外科部長	川	又 均
プログラム責任者	口腔外科部長	川	又 均
事務部門の責任者	事務部長	坂	本 悦 男

5. 臨床研修を行う分野及び研修期間

1. 歯科医師臨床研修「基本習熟コース」(1年次)

《一般目標》

個々の歯科医師が患者の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 医療面接

【一般目標】

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

【行動目標】

- ① コミュニケーションスキルを実践する。
- ② 病歴(主訴、現病歴、既往歴及び家族歴)聴取を的確に行なう。
- ③ 病歴を正確に記録する。
- ④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。
- ⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。
- ⑥ 患者の自己決定を尊重する。(インフォームドコンセントの構築)
- ⑦ 患者のプライバシーを守る。
- ⑧ 患者の心身における QOL (Quality of Life) に配慮する。
- ⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。

(2) 総合診療計画

【一般目標】

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 適切で十分な医療情報を収集する。
- ② 基本的な診察・検査を実践する。
- ③ 基本的な診察・検査の所見を判断する。
- ④ 得られた情報から診断する。
- ⑤ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- ⑥ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。
- ⑦ 一口腔単位の治療計画を作成する。

(3) 予防・治療基本技術

【一般目標】

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

【行動目標】

- ① 基本的な予防法の手技を実施する。
- ② 基本的な治療法の手技を実施する。
- ③ 医療記録を適切に作成する。
- ④ 医療記録を適切に管理する。

(4) 応急処置

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- ② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- ③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

(5) 高頻度治療

【一般目標】

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 齲蝕の基本的な治療を実践する。
- ② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- ③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- ④ 抜歯（小手術）の基本的な処置を実践する。
- ⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。

(6) 医療管理・地域医療

【一般目標】

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

【行動目標】

- ① 保険診療を実践する。
- ② チーム医療を実践する。
- ③ 地域医療に参画する。

2. 歯科医師臨床研修「基本習得コース」（1年次）

《一般目標》

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療について知識、態度及び技能を修得する態度を養う。

(1) 救急処置

【一般目標】

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- ② 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- ③ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- ④ 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- ⑤ 一次救命処置を実践する。
- ⑥ 二次救命処置の対処法を説明する。

(2) 医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① 医療安全対策を説明する。
- ② アクシデント及びインシデントを説明する。
- ③ 医療過誤について説明する。
- ④ 院内感染対策（Standard Precautions を含む。）を説明する。
- ⑤ 院内感染対策を実践する。

(3) 経過評価管理

【一般目標】

自ら行なった治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① リコールシステムの重要性を説明する。
- ② 治療の結果を評価する。
- ③ 予後を推測する。

(4) 予防・治療技術

【一般目標】

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

【行動目標】

- ① 専門的な分野の情報を収集する。
- ② 専門的な分野を体験する。
- ③ POS (Problem Oriented System) に基づいた医療を説明する。
- ④ EBM (Evidence Based Medicine) に基づいた医療を説明する。

(5) 医療管理

【一般目標】

適切な歯科診療を行なうために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

【行動目標】

- ① 歯科医療機関の経営管理を説明する。
- ② 常に、必要に応じた医療情報の収集を行なう。
- ③ 適切な放射線管理を実践する。
- ④ 医療廃棄物を適切に処理する。

(6) 地域医療

【一般目標】

歯科診療を適切に行なうために、地域医療について知識、態度及び技能を習得する。

【行動目標】

- ① 地域歯科保健活動を説明する。
- ② 歯科訪問診療を説明する。
- ③ 医療連携を説明する。

(7) 病棟管理

【一般目標】

歯科口腔外科疾患にて入院中の患者に対する周術期管理を習得する。

【行動目標】

- ① 血管穿刺法を実践する。
- ② カテーテル管理法を実践する。
- ③ 術後リハビリテーション法を実践する。

3. アドバンスコース（2年次・希望者のみ）

1年次歯科臨床研修を修了した者は、以下の2コースのいずれかを選択し、アドバンスコースを研修することができる。

① 有病者歯科コース

以下のプログラムに基づき、主に基礎疾患を有する患者（有病者）の歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

(1) 隣接医学研修コース

研修期間 : 麻酔部・ICUにおいて各3か月間、歯科疾患に関する麻酔をまず経験した後に「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」に沿った研修を行う。

(2) 地域医療コース

研修期間 上都賀総合病院あるいは佐野厚生総合病院において6か月間研修を行う。

② 口腔外科コース

以下のプログラムに基づき、主に口腔外科に特化した臨床能力を身に付ける。

(1) 隣接医学研修コース

研修期間 : 麻酔部・ICUにおいて各3か月間、歯科疾患に関する麻酔をまず経験した後に「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」に沿った研修を行う。

(2) 地域医療コース

研修期間 上都賀総合病院あるいは佐野厚生総合病院において3か月間研修を行う。

(3) 病理学研修コース

研修期間 : 病理学講座において3か月間研修を行う。

6. 研修歯科医の管理指導体制

(1)管理体制：研修歯科医は研修期間中、病院長直轄の臨床研修センターに所属する。研修全般の管理は歯科臨床研修管理委員会で行う。歯科臨床研修管理委員会の下に臨床研修センター運営委員会及び臨床研修センターを置き、運営実務を行う。プログラムの管理・運営は、臨床研修センター運営委員会及び臨床研修センターと指導歯科医が行い、定期的に研修の進捗状況を確認する。

(2)指導体制：病院長のもとにセンター長を置く。必要に応じ副センター長を置く。また、診療科には研修指導責任者及び主任指導歯科医を置く。

(3)指導歯科医：実効のある臨床研修を実施するためには、積極的に取り組む指導歯科医の存在が不可欠である。病院としてその養成に努力し、意欲に報いる処遇を明確にする必要がある。

①指導歯科医は診療部長が推薦する、原則として7年以上の臨床経験を有しプライマリー・ケアの指導が可能かつ情熱を持つ者を充てる。

②臨床研修事項に関しては診療部長の了承のもとに指導歯科医が優先的に決定するが、常に診療部長に報告しなければならない。診療上の最終責任は診療部長が負う。

③研修は指導歯科医、主治医、研修歯科医が診療チームを構成して行われる。なお、研修歯科医は主治医になることはできない。

④研修歯科医は臨床研修センターに対して指定された評価表により、指導歯科医の評価を行うことができるが、それにより研修歯科医の評価が影響されることはない。指導歯科医もそれにより任免の可否を問われることはないが、指導歯科医として不適切と考えられる点については臨床研修センター運営委員会が具体的に改善点を指導する。

(4)医療安全：患者に安全な医療を提供することは、全ての医療機関にとって不可欠な要件である。本院では医療安全推進センターが十分に機能しうる体制になっており、必要な講習会も開催するが、些細なインシデント、アクシデントレポートでも重要な報告として認識すべきである。

(5)修了の認定：修了の認定は、臨床研修センター運営委員会及び臨床研修センターで実務を行い、歯科臨床研修管理委員会において審議後、管理者が修了証書を発行する。

7. 研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法

(1) 募集定員

6名

(2) 募集の方法

歯科臨床研修プログラムを公開し全国から募集する。応募の窓口は臨床研修センターとする。

(3) 採用の方法

- ①臨床研修センター運営委員会で選考し採用を内定する。
- ②本院は歯科医師臨床研修マッチング協議会が実施するマッチングに参加する。

8. 研修歯科医の処遇に関する事項

本院の医員(臨床研修医)として採用する。研修中はその身分を明らかにする措置を講じ、病院は研修環境の整備に努力する。

(1) 常勤又は非常勤の別

常勤とする

(2) 研修手当、勤務時間及び休暇に関する事項

① 研修手当

給与：月額 34 万円（宿日直手当別途）

賞与：なし

② 勤務時間及び休暇

- ・ 基本的な勤務時間：9 時～17 時
- ・ 有給休暇：1 年次 10 日間　2 年次 12 日間
- ・ 4 週 6 休制：毎月第 1・第 3 土曜日(職務専念義務免除日)
- ・ 夏季休暇：5 日間
- ・ 年末年始休暇：12 月 29 日～1 月 3 日
- ・ 開学記念日：4 月 23 日

(3) 時間外勤務及び当直に関する事項

① 時間外勤務：あり

② 時間外勤務手当：月額給与に時間外手当 8 万円分を含む

③ 宿日直：約 4 回/月

④ 宿日直手当：平日・休日宿直 1 万 5 千円、土曜日宿直 1 万 8 千円、休日日直 1 万 5 千円

(4) 研修歯科医のための宿舎及び病院内の室の有無

① 宿舎：有料(3 万円～3 万 5 千円)で提供している

② 住居手当：なし

③ 病院内の室：共同利用室を提供している

(5) 社会保険・労働保険に関する事項

- ① 公的医療保険・公的年金保険：日本私立学校振興・共済事業団に加入する
- ② 労働者災害補償保険：加入する
- ③ 雇用保険：加入する

(6) 健康管理に関する事項

獨協医科大学の規定により定期的(年1回)に実施している

(7) 歯科医師賠償責任保険に関する事項

病院賠償責任保険の適応(勤務歯科医師賠償責任保険は個人で加入すること)

(8) 外部の研修活動に関する事項

- ① 学会、研究会への参加：可とする
- ② 費用負担：獨協医科大学の規定により年額45,000円を上限に支給される

(9) その他：白衣無償貸与(クリーニング代病院負担)

〈獨協医科大学口腔外科研修プログラム研修目標と症例数〉

到達目標	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
(1) 医療面接	/	/	上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。(患者配当型) 各診療科の指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例があ	治療の流れを連続して経験することが望ましいが、関与した治療が部分的な場合でも、1症例として数える。	左記の症例数を達成していることが必要。 症例が不足した場合は、症例配当型として対応する。
【一般目標】					
患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。					
【行動目標】	1) 病歴聴取 2) インフォームドコンセントの構築	200 10			
① コミュニケーションスキルを実践する。 ② 病歴(主訴、現病歴、既往歴及び家族歴)聴取を的確に行なう。 ③ 病歴を正確に記録する。 ④ 患者の心理・社会的背景に配慮する。					

<p>⑤ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。</p> <p>⑥ 患者の自己決定を尊重する。(インフォームドコンセントの構築)</p> <p>⑦ 患者のプライバシーを守る。</p> <p>⑧ 患者の心身におけるQOL (Quality of Life)に配慮する。</p> <p>⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。</p>			<p>る場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。(症例配当型)</p>		
<p>(2) 総合診療計画</p>			<p>上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。(患者配当型)</p> <p>各診療科の指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。(症例配当型)</p>	<p>治療の流れを連続して経験することが望ましいが、関与した治療が部分的な場合でも、1症例として数える。</p>	<p>左記の症例数を達成していることが必要。 症例が不足した場合は、症例配当型として対応する。</p>
<p>【一般目標】</p>					
<p>効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。</p>					

<p>【行動目標】</p> <p>① 適切で十分な医療情報を収集する。</p> <p>② 基本的な診察・検査を実践する。</p> <p>③ 基本的な診察・検査の所見を判断する。</p> <p>④ 得られた情報から診断する。</p> <p>⑤ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。</p> <p>⑥ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。</p> <p>⑦ 一口腔単位の治療計画を作成する。</p>	<p>1) 治療計画(一口腔単位)</p>	<p>10</p>	<p>上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。(患者配当型)</p> <p>各診療科の指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。(症例配当型)</p>	<p>治療の流れを連続して経験することが望ましいが、関与した治療が部分的な場合でも、1症例として数える。</p>	<p>左記の症例数を達成していることが必要。</p> <p>症例が不足した場合は、症例配当型として対応する。</p>
<p>(4)応急処置</p>					
<p>【一般目標】</p>					
<p>一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。</p>					
<p>【行動目標】</p> <p>① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。</p> <p>② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。</p> <p>③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。</p>	<p>1) 外傷歯の整復固定</p> <p>2) 軟組織の縫合</p>	<p>2</p>			

(5) 高頻度治療					
【一般目標】					
一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。					
【行動目標】					
① 齲蝕の基本的な治療を実践する。	1) レジン修復 2) インレー修復	10 2			
② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。	1) 抜髄処置 2) 感染根管処置	5 10	上級歯科医・指導歯科医が		
③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。	1) 歯周組織検査 2) スケーリング・ルートプレーニング・歯周外科	10 10	研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は		
④ 抜歯(小手術)の基本的な処置を実践する。	1) 普通抜歯 2) 難抜歯 3) 埋伏歯抜歯 4) 嚢胞摘出, 歯根端切除等の小手術	20 10 20 2	上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。(患者配当型)	治療の流れを連続して経験することが望ましいが、関与した治療が部分的な場合でも、1症例として数える。	左記の症例数を達成していることが必要。 症例が不足した場合は、症例配当型として対応する。
⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。	1) 歯冠補綴治療 2) 床義歯治療 歯科インプラントを含む	5 10	各診療科の指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。(症例配当型)		
(6) 病棟管理					
【一般目標】					
歯科口腔外科疾患にて入院中の患者に対する周術期管理を習得する。					
【行動目標】					
① 血管穿刺法を実践する。	1) 採血 2) 末梢静脈路確保	2 20			
② カテーテル管理法を実践する。	1) 導尿カテーテル挿入 2) 経鼻胃管挿入 3) 気管カニューレ交換 4) ドレーン抜去	30 5 1 5			
③ 術後リハビリテーションを実践する。	1) 開口訓練 2) 摂食嚥下訓練	10			

